

令和4年第1回箕面市議会定例会議案

第1号議案	令和4年度箕面市一般会計予算	}	別冊
第2号議案	令和4年度箕面市特別会計財産区事業費予算		
第3号議案	令和4年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算		
第4号議案	令和4年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算		
第5号議案	令和4年度箕面市特別会計介護保険事業費予算		
第6号議案	令和4年度箕面市特別会計介護サービス事業費予算		
第7号議案	令和4年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算		
第8号議案	令和4年度箕面市病院事業会計予算		
第9号議案	令和4年度箕面市水道事業会計予算		
第10号議案	令和4年度箕面市公共下水道事業会計予算		
第11号議案	令和4年度箕面市競艇事業会計予算		
報告第1号	専決処分の承認を求める件（令和3年度箕面市一般会計補正予算（第13号））……………		4
報告第2号	専決処分の報告の件（物損事故に係る損害賠償請求に関する和解）……………		15
第12号議案	損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件……………		16
第13号議案	特定調停申立事件に関する調停内容の一部変更の合意の件……………		18

第 1 4 号議案	市道路線の認定の件……………	21
第 1 5 号議案	箕面市個人情報保護条例及び箕面市ふれあい安心名簿条例改正の件……………	23
第 1 6 号議案	箕面市職員の育児休業等に関する条例改正の件……………	25
第 1 7 号議案	箕面市企業立地の促進に関する条例改正の件……………	27
第 1 8 号議案	箕面市支援教育充実検討委員会設置条例制定の件……………	30
第 1 9 号議案	箕面市国民健康保険条例改正の件……………	33
第 2 0 号議案	箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例改正の件……………	36
第 2 1 号議案	箕面市特別職の職員の給与に関する条例改正の件……………	39
第 2 2 号議案	箕面市都市公園条例改正の件……………	40
第 2 3 号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件……………	43
第 2 4 号議案	箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例改正の件……………	45
第 2 5 号議案	箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例改正の件……………	46
第 2 6 号議案	箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件……………	48

報告第1号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和4年1月14日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月18日提出

箕面市長 上 島 一 彦

令和3年度箕面市一般会計補正予算（第13号）（別紙）

（理由）

新型コロナウイルス感染拡大が市民生活にもたらす影響に鑑み、迅速かつ的確に住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給するため、令和3年度箕面市一般会計予算を緊急に補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

令和3年度箕面市一般会計補正予算（第13号）

令和3年度箕面市の一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,698,837千円を追加し、歳入歳出それぞれ73,512,658千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年1月14日専決

箕面市長 上 島 一 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		19,302,930	1,698,837	21,001,767
	2 国庫補助金	4,312,186	1,698,837	6,011,023
歳入合計		71,813,821	1,698,837	73,512,658

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		25,659,892	1,698,837	27,358,729
	1 社会福祉費	5,614,024	1,698,837	7,312,861
歳出合計		71,813,821	1,698,837	73,512,658

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費		千円	住民税非課税世帯等 臨時特別給付金交付事業 (R 3 国 補 正 1 号)	千円 1,482,421

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	22,859,000	0	22,859,000
2 地 方 譲 与 税	257,000	0	257,000
3 利 子 割 交 付 金	36,000	0	36,000
4 配 当 割 交 付 金	168,000	0	168,000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	80,000	0	80,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,370,000	0	2,370,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0	60,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,200	0	1,200
10 地 方 特 例 交 付 金	464,927	0	464,927
11 地 方 交 付 税	1,100,000	0	1,100,000
12 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,052,725	0	1,052,725
14 使 用 料 及 び 手 数 料	647,842	0	647,842
15 国 庫 支 出 金	19,302,930	1,698,837	21,001,767
16 府 支 出 金	6,210,906	0	6,210,906
17 財 産 収 入	340,241	0	340,241
18 寄 附 金	29,160	0	29,160
19 繰 入 金	5,156,917	0	5,156,917
20 繰 越 金	413,353	0	413,353
21 諸 収 入	4,920,020	0	4,920,020
22 市 債	6,226,600	0	6,226,600
歳 入 合 計	71,813,821	1,698,837	73,512,658

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	438,251	0	438,251
2 総務費	6,011,679	0	6,011,679
3 民生費	25,659,892	1,698,837	27,358,729
4 衛生費	4,970,742	0	4,970,742
5 労働費	64,199	0	64,199
6 農林水産業費	198,746	0	198,746
7 商工費	245,325	0	245,325
8 土木費	14,635,436	0	14,635,436
9 消防費	1,644,502	0	1,644,502
10 教育費	8,420,451	0	8,420,451
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,986,424	0	2,986,424
13 諸支出金	6,468,174	0	6,468,174
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	71,813,821	1,698,837	73,512,658

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
1,698,837	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1,698,837	0	0	0

令和3年度
(2021年度)

箕面市一般会計補正予算（第13号）説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
15	国庫支出金	千円 19,302,930	千円 1,698,837	千円 21,001,767
	2 国庫補助金	4,312,186	1,698,837	6,011,023
	2 民生費国庫補助金	2,826,101	1,698,837	4,524,938

節		区 分	金 額	説 明
1	社会福祉費補助金		1,698,837	38 臨時特別給付金交付事業費補助金 (R3国補正1号) 1,698,837×10/10=1,698,837

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項				目	
3	民 生 費	25,659,892	1,698,837	27,358,729	国庫支出金	1,698,837
	1 社 会 福 祉 費	5,614,024	1,698,837	7,312,861	国庫支出金	1,698,837
	14 臨時特別給付金 交 付 費	0	1,698,837	1,698,837	国庫支出金	1,698,837

節		金 額 千円	説 明 千円
区 分			
1 報 酬	1,491	50 住民税非課税世帯等臨時特別給付金交付事業 (R3国補正1号)	1,698,837
【総務課】			
1 報 酬	1,491	1 報 酬	1,491
5 会計年度任用職員報酬		5 会計年度任用職員報酬	1,491
事務補助員		事務補助員	1,491
3 職員手当等	1,677	3 職員手当等	1,677
9 時間外及び休日勤務手当		9 時間外及び休日勤務手当	1,677
4 共 済 費	250	4 共 済 費	250
7 社会保険料		7 社会保険料	158
11 協会けんぽ負担金		11 協会けんぽ負担金	92
10 需 用 費	1,254	10 需 用 費	1,254
1 消耗品費		1 消耗品費	100
4 印刷製本費		4 印刷製本費	935
封筒他		封筒他	935
6 修繕料		6 修繕料	219
施設修繕		施設修繕	219
11 役 務 費	18,024	11 役 務 費	18,024
1 通信運搬費		1 通信運搬費	4,857
3 手数料		3 手数料	13,167
12 委 託 料	28,183	12 委 託 料	28,183
1 委 託 料		1 委 託 料	28,183
給付事務委託他		給付事務委託他	28,183
13 使用料及び賃借料	1,558	13 使用料及び賃借料	1,558
2 賃 借 料		2 賃 借 料	1,558
事務機器借上料		事務機器借上料	1,558
18 負担金補助及び交付金	1,646,400	18 負担金補助及び交付金	1,646,400
3 交 付 金		3 交 付 金	1,646,400
臨時特別給付金		臨時特別給付金	1,646,400

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

給 与 費

明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(864) 1,036	931,593	3,972,933	3,568,220
補正前	(862) 1,036	930,102	3,972,933	3,566,543
比 較	(2)	1,491		1,677

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	103,556	330,856
	補 正 前	103,556	330,856
	比 較		

区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
補 正 後	64,409	1,765,532
補 正 前	64,409	1,765,532
比 較		

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
8,472,746	1,597,314	10,070,060	
8,469,578	1,597,064	10,066,642	
3,168	250	3,418	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)
530,922	82,632	2,330	288,790
530,922	82,632	2,330	287,113
			1,677

退 職 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
396,354	2,839
396,354	2,839

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	
職 員 手 当	1,677	1	その他の増加分 1,677

説 明	備 考
	時間外及び休日勤務手当 1,677 千円

繰越明許費説明書

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 14 臨時特別給付金交付費

(事業名) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金交付事業 (R3国補正1号)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	住民税非課税世帯等臨時特別給付金交付事業 (R3国補正1号) において、給付金の交付完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
1 報 酬	会 計 年 度 任 用 職 員 報 酬	1,491		1,491	
3 職 員 手 当 等	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当	1,677		1,342	
4 共 済 費	社 会 保 険 料	158		158	
	協 会 け ん ぽ 負 担 金	92		92	
10 需 用 費	消 耗 品 費	100		100	
	印 刷 製 本 費	935		100	
	修 繕 料	219			
11 役 務 費	通 信 運 搬 費	4,857		4,032	
	手 数 料	13,167		11,567	
12 委 託 料	委 託 料	28,183		15,865	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	賃 借 料	1,558		1,274	
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	交 付 金	1,646,400		1,446,400	
計		1,698,837		1,482,421	

報告第 2 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 1 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 18 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 物損事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和 3 年 12 月 23 日専決）

- (1) 事故発生日時 令和 3 年 11 月 12 日 午後 2 時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市彩都粟生北二丁目 1 番 5 号 箕面市立彩都の丘小学校体育館内
- (3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 2 名）
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、体育の授業でドッジボールを行っていたところ、教員の投げたボールが相手方の左目付近に当たり、眼鏡が落下して破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、11,880 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 令和 3 年 12 月 24 日

第 1 2 号議案

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件
次のとおり和解する。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

1 和解の相手方

池田市在住の個人

2 事故の概要

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日午後 4 時 1 5 分頃、箕面市稲四丁目 3 番 4 1 3 地先 箕面市立第五中学校北側路上において、第五中学校の生徒が部活動のランニング中に歩道から車道に飛び出したところ、後方から走行してきた相手方の運転する原動機付自転車に当該生徒の右腕が当たって当該車両が転倒し、相手方に肋骨骨折等を負わせ、相手方の車両及び衣服等を破損させたものである。

3 和解の内容

市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、1, 1 0 0, 0 0 0 円を支払う。

(提案理由)

部活動中の事故に係る損害賠償請求について和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものである。

第 1 3 号議案

特定調停申立事件に関する調停内容の一部変更の合意の件

箕面市と箕面都市開発株式会社との間の調停条項（平成 2 2 年（特ノ）第 4 号。平成 2 3 年 1 月 7 日成立）に基づく弁済に関し、別紙「弁済計画表」で定めた弁済方法の一部を変更することについて、別紙合意書案のとおり合意する。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

（提案理由）

平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日議決を経た「第 1 2 5 号議案 特定調停申立事件に関する調停条項案の受諾の件」により成立した調停条項別紙「弁済計画表」（令和 2 年 3 月 2 6 日に議決を経て変更合意したもの）で定めた弁済方法の一部を変更する合意をし、箕面都市開発株式会社から繰上弁済を受けるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により提案するものである。

(別紙)

合意書案

箕面市（以下「市」という。）と箕面都市開発株式会社（以下「会社」という。）は、平成23年1月7日成立の市と会社との間の調停条項（平成22年（特ノ）第4号）及び令和2年3月31日成立の合意書に関し、弁済計画を変更し、会社が市へ繰上弁済を行うことについて次のとおり合意する。

- 1 会社は、その所有する後記不動産の所有権の一部を市に譲渡し、本件債務2のうち、令和5年3月30日期の元本債務の繰上弁済をする。
- 2 1による変更後の弁済計画は、別紙「弁済計画表」のとおりとする。

不動産の表示

(土地)

所在 箕面市箕面5丁目

地番 732番

地目 宅地

地積 1,492.39㎡

弁済計画表

箕面都市開発株式会社
(単位：円)

当初借入 元本	残元本 (平成23年 1月7日現在)	弁済	一括弁済	分割弁済		分割弁済			
			平成23年3月1日	平成23年3月30日～令和3年3月30日	令和4年3月30日	令和5年3月30日	令和6年3月30日	令和7年3月30日	令和8年3月30日
710,000,000	576,369,142	元本 (①)	393,000,000	84,538,515	8,140,846	8,181,551	8,222,458	8,263,571	8,304,888
		利息 (②)	0	9,861,936	494,154	453,449	412,542	371,429	330,112
		弁済後残元本	183,369,142		90,689,781	82,508,230	74,285,772	66,022,201	57,717,313
400,000,000	400,000,000	元本 (③)	127,000,000	35,000,000	175,000	68,175,875	516,754	519,338	521,934
		利息 (④)	0	15,599,549	1,190,000	1,189,125	848,246	845,662	843,066
		弁済後残元本	273,000,000		237,825,000	169,649,125	169,132,371	168,613,033	168,091,099
元本弁済合計 (①+③)			520,000,000	119,538,515	8,315,846	76,357,426	8,739,212	8,782,909	8,826,822
利息弁済合計 (②+④)			0	25,461,485	1,684,154	1,642,574	1,260,788	1,217,091	1,173,178
元利金弁済合計 (①+②+③+④)			520,000,000	145,000,000	10,000,000	78,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

当初借入 元本	残元本 (平成23年 1月7日現在)	弁済	分割弁済			最終弁済	弁済合計額
			令和9年3月30日	令和10年3月30日	令和11年3月30日	令和11年6月1日	平成23年3月1日～ 令和11年6月1日
710,000,000	576,369,142	元本 (①)	8,346,413	8,388,145	8,430,086	32,552,669	576,369,142
		利息 (②)	288,587	246,855	204,914	28,540	12,692,518
		弁済後残元本	49,370,900	40,982,755	32,552,669	0	
400,000,000	400,000,000	元本 (③)	524,544	527,167	529,803	166,509,585	400,000,000
		利息 (④)	840,456	837,833	835,197	145,982	23,175,116
		弁済後残元本	167,566,555	167,039,388	166,509,585	0	
元本弁済合計 (①+③)			8,870,957	8,915,312	8,959,889	199,062,254	976,369,142
利息弁済合計 (②+④)			1,129,043	1,084,688	1,040,111	174,522	35,867,634
元利金弁済合計 (①+②+③+④)			10,000,000	10,000,000	10,000,000	199,236,776	1,012,236,776

第 1 4 号議案

市道路線の認定の件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線の認定をする。

令和 4 年 2 月 1 8 日提出

箕面市長 上 島 一 彦

認定をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道西小路中学校線支線 2 号線ほか 1 2 路線の認定をするため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案するものである。

別紙

認定をする市道路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13809	西小路中学校線支線2号線	新稲三丁目1203番7	新稲三丁目1203番9	
13810	箕面小学校東3号線	西小路五丁目494番19	西小路五丁目494番10	
23459	西小路滝ヶ花1号線支線2号線	西小路三丁目3番32	西小路三丁目3番34	
23460	西小路滝ヶ花1号線支線3号線	西小路三丁目3番31	西小路三丁目3番29	
23461	坊島北6号線	坊島五丁目434番2	坊島五丁目180番9	
23462	白島北線支線2号線	白島三丁目22番10	白島三丁目22番8	
33328	芋川北線支線1号線	西宿二丁目185番13	西宿二丁目595番4	
33329	谷山線南1号線	白島二丁目275番7	白島二丁目275番1	
33330	今宮古池南線	今宮四丁目7番374	今宮四丁目7番395	
31331	石丸栗生外院線	石丸一丁目705番1	栗生外院五丁目609番	
43539	奥垣内線支線2号線	栗生間谷西七丁目2192番1	栗生間谷西七丁目2192番5	
43540	山の口7号線南支線	栗生間谷東五丁目455番1	栗生間谷東五丁目456番5	
41541	川合山之口線	栗生間谷西三丁目1130番19	栗生間谷東二丁目796番1	

第十五号議案

箕面市個人情報保護条例及び箕面市ふれあい安心名簿条例改

正の件

箕面市個人情報保護条例及び箕面市ふれあい安心名簿条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市個人情報保護条例及び箕面市ふれあい安心名簿条例の一部を改正する条例

(箕面市個人情報保護条例の一部改正)

第一条 箕面市個人情報保護条例(平成二年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第九項」に改める。

(箕面市ふれあい安心名簿条例の一部改正)

第二条 箕面市ふれあい安心名簿条例(平成二十二年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号ただし書中「第二条第五項」を「第十六条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の廃止及び個人情報保護に関する法律の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十六号議案

箕面市職員の育児休業等に関する条例改正の件

箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市職員の育児休業等に関する条例（平成四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

本則に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等）

第二十三条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない
い。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十四条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の実施

- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 前二号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を義務づけるため、本条例を改正するものである。

第十七号議案

箕面市企業立地の促進に関する条例改正の件

箕面市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

箕面市企業立地の促進に関する条例（平成二十五年箕面市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「特別区域事業」を「認定成長産業事業」に、「産業集積事業」を「承認地域経済牽引事業」に改める。

本則（第二条第二号から第四号まで、第三条第二号及び第四条第一項第二号を除く。）中「特別区域事業」を「認定成長産業事業」に、「特別区域事業法人」を「成長産業事業法人」に、「産業集積事業」を「承認地域経済牽引事業」に、「産業集積事業法人」を「地域経済牽引事業法人」に、「特別区域事業法人等」を「成長産業事業法人等」に、「特別区域事業割合」を「成長産業事業割合」に改める。

第二条第二号から第四号までを次のように改める。

二 認定成長産業事業 大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成二十四年大阪府条例第二百二十四号。以下「府条例」という。）第五条第二項に規定する認定成長産業事業をいう。

三 成長産業事業法人 府条例第二条第四号に規定する成長産業事業法

人をいう。

四 承認地域経済牽引事業 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域未来投資促進法」という。）第十八条に規定する承認地域経済牽引事業をいう。

第三条第一号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「認定事業計画」を「認定成長産業事業計画」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 地域経済牽引事業法人 地域未来投資促進法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画

第四条第一項第一号中「第三条第四項の規定により」を「第四条第四項の規定による」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 地域経済牽引事業法人 地域未来投資促進法第十三条第四項の規定による大阪府知事の承認又は同条第七項の規定による主務大臣の承認を受けたものであること。

第十一条第一項第一号中「第十一条」を「第十二条」に改め、同項第二号中「企業立地促進法第十五条第二項又は第十七条第二項」を「地域未来投資促進法第十四条第二項」に改める。

第十四条の見出し中「特別区域事業割合等」を「成長産業事業割合等」に改め、同条中「特別区域事業供用割合」を「成長産業事業供用割合」に改める。

第十七条第三号中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第四十七項」に改める。

第十八条中「特別区域事業供用割合」を「成長産業事業供用割合」に改める。

第二十一条中「彩都西部地区であって企業立地促進法第七条第一項」を

「地域未来投資促進法第六条」に、「おいて同法第五条第二項第二号に定める集積区域として設定された区域」を「定める同法第四条第二項第一号に規定する促進区域のうち彩都西部地区」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「産業集積事業供用割合」を「地域経済牽引事業供用割合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第三号の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び大阪府国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第十八号議案

箕面市支援教育充実検討委員会設置条例制定の件

箕面市支援教育充実検討委員会設置条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市支援教育充実検討委員会設置条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市支援教育充実検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、児童及び生徒の個に応じた支援体制の構築、教職員の専門性の向上、外部の専門的な機関との連携の強化等を図るため、本市の支援教育の充実について、箕面市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査及び検討を行い、意見を答申するものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員十二人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 箕面市立小学校の代表者
- 三 箕面市立中学校の代表者
- 四 箕面市立小学校支援学級保護者会の代表者

五 箕面市立中学校支援学級保護者会の代表者

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第六条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用

弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。
（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（招集の特例）

2 委員長及びその職務を代理する委員が不在の場合における委員会の会議の招集は、第七条第一項の規定にかかわらず、箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、教育長が定めることができる。

（箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十の項」を「六十一の項」に、「六十一の項」を「六十二の項」に改める。

別表中六十一の項を六十二の項とし、五十の項から六十の項までを一項ずつ繰り下げ、四十九の項の次に次のように加える。

五十	支援教育充実検討委員会		日額	八、三〇〇円
	委員	委員長		七、四〇〇円

（提案理由）

本市の支援教育の充実について、専門的な見地から調査及び検討を行う委員会を設置するため、本条例を制定するものである。

第十九号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三中「第十九条」の下に「及び第十九条の三」を加え、同条第一号ハ中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号ニ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同条第二号ニ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十四条の五の二中「第十九条」の下に「及び第十九条の三」を加え、同条第二号口中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十九条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十九条の三 当該年度において、その世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第四項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第十四条又は第十四条の四の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に、それ

ぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十四条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする。

2 第十四条第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第三項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第一項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第十四条又は第十四条の四」とあるのは「第十四条の五の五又は第十四条の五の八」と、「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の五の五第二項」と、前項中「第十四条第三項」とあるのは「第十四条の五の五第三項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第十九条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 第十四条又は第十四条の四の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に第十九条第一項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額（第十四条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

二 第一号に掲げる額に、それぞれ、十分の五を乗じて得た額（第十四条第二項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第十四条第三項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第三項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。

この場合において、第四項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支
援金等賦課額」と、「第十四条又は第十四条の四」とあるのは「第十四条
の五の五又は第十四条の五の八」と、「第十九条第一項各号」とあるのは
「第十九条第三項の規定により読み替えて適用する第十九条第一項各
号」と、「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の五の五第二項」と、
第五項中「第十四条第三項」とあるのは「第十四条の五の五第三項」と
読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十九条の三の規定は、令和四年度以後の年
度分の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の保険料につい
ては、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）等の改正に伴い、未
就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割額を減額するため、本条例
を改正するものである。

第二十号議案

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例

改正の件

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成十五年箕面市条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「処理困難物」の下に「及び特定処理困難物」を加え、同条第一項中「認めるものを」の下に「処理困難物に」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 市長は、前項の規定により指定された処理困難物のうち特に処理が困難なものを特定処理困難物に指定することができる。

別表第一の一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、動物の死体及び特定家庭用機器を除く。）の部中「及び特定家庭用機器」を「、特定家庭用機器及び特定処理困難物」に、「五七円一四銭」を「六二円八五銭四厘」に改める。
別表第一動物の死体の部を次のように改める。

動物の死体		臨時に処理するもの		
		環境クリーンセンターに搬入されたものの処分		
合同火葬によるもの	個別火葬によるもの	合同火葬によるもの	個別火葬によるもの	個別火葬によるもの
一体につき	一体につき	一体につき	一体につき	一体につき
二、一〇〇円	九、五二〇円			
個数により算定することが実情に そわないと認められるときは、重量一キログラムまでごとに		一体につき		
六三〇円	一〇円を加算	一般廃棄物のうち環境クリーンセンターに搬入されたものの処分に係る手数料の額に、九九〇円を加算		

別表第一特定家庭用機器の部中「二五〇リットル未満」を「一七〇リットル以下」に、「二五〇リットル以上の」を「一七〇リットルを超える」に、「二、一〇〇円」を「一般廃棄物のうち環境クリーンセンターに搬入されたものの処分に係る手数料の額に、一、九一〇円を加算」に、「三、一五〇円」を「一般廃棄物のうち環境クリーンセンターに搬入されたものの処分に係る手数料の額に、二、七七〇円を加算」に改め、同表に次のように加える。

特定処理困難物	臨時に処理するもの	一個につき	三、三四〇円
	環境クリーンセンターに搬入されたものの処分	一個につき	一般廃棄物のうち環境クリーンセンターに搬入されたものの処分に係る手数料の額に、二、〇八〇円を加算

別表第一備考第一号中「一般廃棄物のうち環境クリーンセンターに搬入されたものの処分に係る手数料の額を除き」を削り、同表備考第四号を次のように改める。

四 環境クリーンセンターに搬入されたものの処分に係る手数料の額は、搬入されるごとにその取扱区分の定めるところにより算定した額とし、その額に十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(提案理由)

特定家庭用機器等の処理に係る手数料の額等を改定し、並びに動物の死体の個別火葬を実施し、及び特に処理が困難なものを特定処理困難物として指定して、その手数料を新たに徴収するため、本条例を改正するものがある。

第二十一号議案

箕面市特別職の職員の給与に関する条例改正の件

箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上島 一彦

箕面市条例第 号

箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例

箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

（病院事業管理者の給料の月額の特例）

3 第一条第六号に掲げる職員の給料の月額は、令和四年四月一日から令和六年十二月三十一日までの間、別表の規定にかかわらず、六十六万四千二百円とする。ただし、箕面市特別職の職員の退職手当に関する条例（平成元年箕面市条例第二十号）に基づき支給する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市立病院の経営改善を図ることを目的として、病院事業管理者の給料の月額に関する特例を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十二号議案

箕面市都市公園条例改正の件

箕面市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市都市公園条例の一部を改正する条例

箕面市都市公園条例（昭和五十年箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

4 令第八条第一項に規定する条例で定める割合は、百分の五十とする。

第八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 業として写真、映画等を撮影すること。

第十四条第二項中「使用料は」の下に「、別表第三に掲げるところによるほか」を加える。

別表第二中「第7条第5号」を「第7条第1項第5号」に、「第12条第9号」を「第12条第2項第9号」に、「第7条第6号」を「第7条第1項第6号」に、「第12条第7号」を「第12条第2項第7号」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第3（第14条関係）

行為の許可に伴う使用料

種 別	使 用 料		
	単 位	期 間	金 額
行商、出店その他これらに類する行為をするとき（車両を使用した移動販売を行う場合に限る。）	1台	1日	1,000円
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをするとき	1件	1日	3,000円
業として写真、映画等を撮影するとき	1件	1日	3,000円

備考 許可の期間が1月未満であるものについての使用料の額は、この表により計算した額に消費税相当額を加算して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

行商等の許可に伴う使用料を新たに定めて都市公園での軽飲食の提供等を可能とすることにより、公園利用者の利便性の向上を図るとともに、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の改正に伴い、都市公園の運動施設率の上限を定めるため、本条例を改正するものである。

第二十三号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表六の項中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削り、同表九十四の項中「七〇、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「一〇〇、〇〇〇円」を「八〇、〇〇〇円」に、「一三〇、〇〇〇円」を「一〇〇、〇〇〇円」に改め、同表九十六の項中「二〇、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同表百二十八の項中「、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に改め、同表百二十九の項中「、第六十三条第三項第六号若しくは第七号ロ又は第六十八条の六十九第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号若しくは第七号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の改正に伴い液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）に基づく事務の手数料の額を改定するとともに、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の改正に伴い関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十四号議案

箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例

改正の件

箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

箕面市都市計画法に基づく開発行為等に係る事務手数料条例（平成二十二年箕面市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表九の項(い)の欄中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同項(ろ)の欄中「許可又は」の下に「法」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第二十五号議案

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条

例改正の件

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条

例の一部を改正する条例

箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（平成二十二年箕面市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の」を「第二十九条の九第一号から第六号までに掲げる区域及び同条第七号に掲げる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項、第三十五条の二第一項又は第四十三条第一項の規定による許可の申請がされている場合の当該申請に係る許可の基準については、この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間は、改正後の箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)の改正に伴い、市街化調整区域において開発許可ができない区域を追加するため、本条例を改正するものである。

第二十六号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市長 上島 一彦

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。